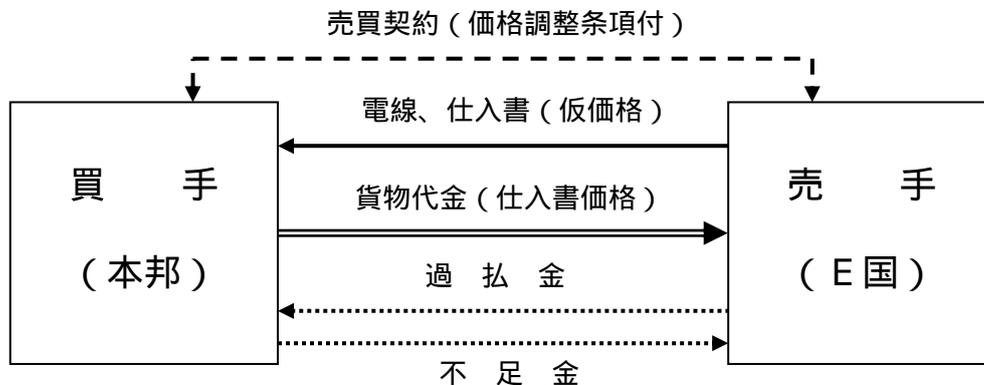


### 11. 輸入後に最終的な売買価格が決定される貨物



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から電線を購入（輸入）します。

輸入貨物の原材料である銅の価格は相場により変動しますので、当社と売手との売買契約には価格調整条項が付されており、輸入（納税）申告の時点では、当社は売手から送付された仕入書に示されている仮価格を売手に支払います。

最終的な売買価格は国内販売時点の銅の相場により決定され、仮価格に不足が生じた場合は、当社はその差額を売手に別途支払い、過払いが生じた場合は、その差額が売手から返金されます。

この場合の輸入貨物の課税価格は、仕入書価格を現実支払価格として計算することができますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、調整後の価格が現実支払価格となりますので、仕入書価格を現実支払価格として課税価格を計算することはできません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために売手に支払う総額は、仕入書価格ではなく、価格調整後の価格となります。

《参考》

買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、輸入貨物の売買契約に付されている価格調整条項の適用によりその輸入貨物の価格について調整が行われる場合、その調整後の価格（仕入書価格に別払金を加えた又は仕入書価格から過払金を差し引いた価格）が現実支払価格となります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、(3)二、4-2の2(2)、(3)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)